

## ○ 周波数の追加

第2号 陸上移動業務及び携帯移動業務の局に以下のとおり周波数等を追加。

変更日 平成22年7月6日

### 1 一般用及び電気通信業務用

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値 (KHz)	最大空中線電力 (w)	用途	使用区域	備考
356.525	F2D F3E	8.5	5	航空関係事業用	飛行場及びその周辺	注1

注1 この周波数の指定は、携帯移動業務の局を除く。

第6号 無線標定局に以下のとおり周波数等を追加。

変更日 平成20年6月24日

変更日 平成22年9月10日

### 1 無線標定陸上局

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値 (kHz)	最大空中線電力 (W)	用途	使用区域	備考
9410	P0N		25 (kW)		九州管内	沿岸監視用 注6 注7

注6 この周波数の指定に当たっては、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款を付すものとする。

注7 この表の周波数の指定周波数帯は、船舶に設置する無線航行のためのレーダーの指定周波数帯による。

### 2 無線標定移動局

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外のもの

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値 (kHz)	最大空中線電力 (W)	用途	使用区域	備考
9410	P0N		4.9 (kW)		全国及び日本周辺海域	船舶レーダー装置を使用するものに限る。 注8 注12

注8 この周波数の指定に当たっては、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款を付すものとする。

注12 この表の周波数の指定周波数帯は、船舶に設置する無線航行のためのレーダーの指定周波数帯による。